

# 下水道について

## 下水道使用料金の軽減について

下水道が整備された地域の皆さんには、家庭や地域の良好な住環境の向上のため、下水道への接続時の経費の軽減を図るため、排水設備工事補助金や融資斡旋制度が設けられています。このたびあらたに下水道使用料金の割引制度を設けました。

### ◎供用開始告示日より1年以内に下水道に接続し、使用を開始した世帯

- ・供用開始告示日から12カ月の間は、水道使用量の50%を下水道使用量とし(50%軽減)、料金を算出する。
- ・供用開始告示日から12カ月を越え24カ月の間は、水道使用量の75%を下水道使用量とし(25%軽減)、料金を算出する。
- ・供用開始告示日から25カ月以降は、水道使用量と同量を下水道使用量とし、料金を算出する。

### ◎供用開始告示日より2年目に下水道に接続し、使用を開始した世帯

- ・供用開始告示日から12カ月を越え24カ月の間は、水道使用量の75%を下水道使用量とし(25%軽減)、料金を算出する。
- ・供用開始告示日から25カ月以降は、水道使用量と同量を下水道使用量とし、料金を算出する。

### ◎供用開始告示日より3年目に下水道に接続し、使用を開始した世帯

- ・軽減措置はなし、通常の下水道使用量の料金とする。
- ※軽減措置の対象は、一般世帯(アパートなどを含む)・商店及び事業所などとし、公共施設などは対象としません。

## 計算例

※供用開始告示日より12カ月間の料金(注)  
下水道使用料(2カ月)50m<sup>3</sup>使用の場合

通常料金	
基本料金20m <sup>3</sup> 含む	= 2,200円
30m <sup>3</sup> ×110円	= 3,300円
合計	= 5,500円+消費税



軽減料金 (50m <sup>3</sup> ×0.5=25m <sup>3</sup> の使用量として計算)	
基本料金20m <sup>3</sup> 含む	= 2,200円
5m <sup>3</sup> ×110円	= 550円
合計	= 2,750円+消費税

※供用開始告示日より12カ月を超え24カ月までの間の料金(注)  
下水道使用料(2カ月)50m<sup>3</sup>使用の場合

通常料金	
基本料金20m <sup>3</sup> 含む	= 2,200円
30m <sup>3</sup> ×110円	= 3,300円
合計	= 5,500円+消費税



軽減料金 (50m <sup>3</sup> ×0.75=37.5m <sup>3</sup> の使用量として計算)	
基本料金20m <sup>3</sup> 含む	= 2,200円
17.5m <sup>3</sup> ×110円	= 1,925円
合計	= 4,125円+消費税

◎料金徴収時は端数処理の都合上、若干金額に相違がでることもありますのでご了承ください。  
(注)12カ月とは、供用開始告示日(通常は4月1日)からであり、接続使用開始日からではありません。

## 宅地内排水設備設置工事費補助金

### ◎補助金限度額

宅地内排水設備工事費の2分の1と、次表に掲げる区分による補助金限度額のどちらか少ない額を交付します。

区 分	補助金限度額 (円/個)
供用開始から1年以内に工事完了検査に合格したもの	100,000円
供用開始から2年以内に工事完了検査に合格したもの	50,000円
供用開始から3年以内に工事完了検査に合格したもの	30,000円

## 下水道への接続使用のお願い

下水道が整備されている区域においては、順次接続工事(宅地内排水設備工事)が進められ、下水道の使用を開始しています。家庭や地域の良好な住環境や河川などの自然環境の向上のためにも下水道へのご理解と早期の接続をお願いします。

**合併浄化槽を設置されている方へ(合併浄化槽を設置する際に補助金を受けた方を除く)**

下水道供用開始区域内で、すでに合併浄化槽を設置し生活排水を処理されている方については、次のような制度を利用することができます。

下水道への接続の時期は？	利用できる制度は？
供用開始告示日より 3年以内に接続される場合	受益者負担金を100%減免します。 ・接続工事費を100%補助します。(接続工事完了後申請してください。合併浄化槽を設置する際に補助金を受けた方を除きます) ※ただし、浄化槽の清掃費用・工事に影響しない部分の撤去費用などは含みません。
供用開始告示日より 3年以内に接続困難な場合	受益者負担金を合併浄化槽の耐用残年数分猶予(先延ばし)します。 ※合併浄化槽の耐用年数は25年で計算します。 ・猶予期間終了後でも報奨金制度は適用されます。(全額一括納付28%など) ・接続工事費補助金はありません。(3年以降接続のため)



7月1日から田原区画整理地内(田原二丁目の一部)の下水道が供用開始されました。

**下水道供用開始区域拡大のお知らせ**

※詳細な図面は、下水道課で閲覧できます。  
問合先 下水道課

**下水道まつりのお知らせ**

地域の皆さんの下水道事業に対するご協力に感謝するとともに、下水道への理解と関心を一層深めていただくため、9月の「下水道の日」の行事の一環として、毎年、下水道まつりを行っています。

今年も、オープンしたばかりの桂川流域センターを会場として「第19回下水道まつり」を行います。

どなたでも楽しみながら下水道のことが学べるように、たくさんの方の催し物を用意しましたので、ご近所お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

日時 9月12日(日)

午前10時～午後2時(雨天決行)

場所 桂川流域センター

大月市梁川町塩瀬800番地

(駐車場あり)

**催し物**

◎下水道施設見学

◎ミニ下水道展

(下水道リサイクル製品などの展示)

◎ロードトレイン、ファファ、大道芸、紅富士太鼓演奏などのイベント

◎特産品の試食、販売

◎おたのしみ抽選会、来場記念品プレゼントなど(無料のイベントを中心に実施いたします。)

**主催**

山梨県、(財)山梨県下水道公社、桂川流域下水道推進協議会(富士吉田市、都留市、大月市、西桂町、上野原町)

問合先 桂川流域センター ☎(26)3401